

令和4年11月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和4年12月1日～2日

場 所 第4委員会室

令和4年12月1日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

○議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第7号)

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・第四次宮崎県環境基本計画の一部改定(計画
案)について

・高病原性鳥インフルエンザへの対応状況につ
いて

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		蓬原正三
委員		濱砂守
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		満行潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	河野譲二
環境森林部次長 (総括)	長倉佐知子
環境森林部次長 (技術担当)	橋木秀利
環境森林課長	田代暢明

環境管理課長	三角敏明
循環社会推進課長	今村俊久
自然環境課長	池田孝行
森林経営課長	上野清文
森林管理推進室長	右田憲史郎
山村・木材振興課長	松井健太郎
みやざきスギ 活用推進室長	二見茂
林業技術センター所長	廣島一明
木材利用技術 センター所長	藤本英博

農政水産部

農政水産部長	久保昌広
農政水産部次長 (総括)	山下弘
農政水産部次長 (農政担当)	菓子野利浩
農政水産部次長 (水産担当)	鈴木信一
畜産新生推進局長	三浦博幸
農政企画課長	小林貴史
中山間農業振興室長	原田大志
農業流通ブランド課長	松田義信
農業普及技術課長	川上求
農業担い手対策課長	馬場勝
農産園芸課長	海野俊彦
農村計画課長	戸高久吉
畑かん営農推進室長	城ヶ崎浩一
農村整備課長	鳥浦茂
水産政策課長	大村英二
漁業管理課長	赤嶺そのみ
漁港漁場整備室長	否笠友紀
畜産振興課長	林田宏昭
家畜防疫対策課長	丸本信之
工事検査監	日高誠

総合農業試験場長 東 洋一郎
県立農業大学校長 戸 高 朗
水産試験場長 西 府 稔 也
畜産試験場長 河 野 明 彦

事務局職員出席者

議事課主幹 藤 村 正
政策調査課主査 西 尾 明

○武田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○河野環境森林部長 環境森林部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に1点お礼を申し上げます。

先月、11月5日に宮崎県議会森林・林業活性化促進議員連盟との共催により開催いたしました第17回「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集いに議員連盟の会長を務められております濱砂委員の御出席と、来賓として武田委員長と右松委員に御出席いただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

当日は、秋晴れの下、少し暖かい日だったのですが、約580名のボランティアの皆様が松林内の下草刈りに汗を流されたところでありまして、森林に親しむ意識の醸成につながったのではないかと考えているところでございます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が2件、その他報告事項が1件であります。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」と議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

次に、Ⅱのその他報告事項といたしまして、第四次宮崎県環境基本計画の一部改定（計画案）について御説明させていただきます。

それでは、2ページをお開きください。

令和4年度環境森林部歳出予算（課別）についてであります。

この表は、議案第1号と議案第23号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

表のC列の議案第1号は、国庫補助決定に伴い、林道の整備に要する経費の増額をお願いするものであります。

次に、D列の議案第23号は、給与改定に伴う職員の人件費の増額と国の総合経済対策に係る第2次補正予算に対応するための経費をお願いするものであります。

今回の補正予算については一般会計の補正のみで、補正額は表の中ほど、一般会計小計欄の網かけ部分であります。補正額B列にありますとおり、29億6,302万6,000円の増額をお願いしており、補正後の一般会計予算は、その右側、2つ飛びまして、補正後の額E列にありますと

おり、255億955万9,000円となります。

この結果、補正後の環境森林部全体の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額E列の一番下、合計欄にありますとおり、267億6,747万円となります。

次に、3ページを御覧ください。

2の繰越明許費補正（議案第1号関係）についてであります。

まず追加であります。自然環境課の緊急治山事業について、国の予算内示の関係等により工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、5,880万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、変更であります。自然環境課の山地治山事業について、工法の検討等に日時を要したことから、表の繰越額補正後の合計の欄にありますとおり、繰越額を5億5,545万円へ変更をお願いするものであります。

次に、3の繰越明許費補正（議案第23号関係）についてであります。

まず、追加であります。自然環境課と森林経営課の表に記載の事業につきまして、国の補正予算の関係により工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、表の繰越額の合計の欄にありますとおり、合計で19億133万6,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、変更であります。自然環境課と森林経営課の表に記載の事業につきまして、国の補正予算の関係等により、工期が不足することから、表の繰越額補正後の合計欄にありますとおり、繰越額を合計で14億6,583万円へ変更をお願いするものであります。

各事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお

願いいたします。

○武田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○田代環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

令和4年度11月補正歳出予算説明資料（議案第23号）の青色のインデックス、環境森林課のところ、135ページをお開きください。

環境森林課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で828万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は右から3列目の欄にありますように、一般会計が26億7,433万9,000円となります。

それでは、内容について御説明します。

137ページをお開きください。

上の段の（款）衛生費の（事項）職員費が167万4,000円及び、下段の（款）農林水産業費の（事項）職員費が660万6,000円の増額であります。

これは人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、環境森林部の所要額を環境森林課において一括計上しております。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.24%の引上げ、特別給である勤勉手当が0.05月の引上げとなります。

○池田自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

令和4年度11月補正歳出予算説明資料（議案第23号）の青色のインデックス、自然環境課のところ、139ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額欄にありますように、一般会計で9億4,213万6,000

円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3列目にありますように、67億4,746万7,000円となります。

141ページをお開きください。

上から5段目の(事項)山地治山事業費につきましては、6億9,710万円の増額であり、山地災害危険地区の対策を優先して講じる必要がある箇所に配分を行うこととしております。

その下の(事項)盛土防災総合推進事業費は5,803万6,000円の増額であり、新規事業、盛土防災総合推進事業については、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

一番下の(事項)自然公園等整備事業費は、1億8,700万円の増額であり、次ページに内容を記載しておりますが、九州自然歩道など、早急に復旧や整備を行う必要があるため、今回、補正をお願いするものです。

続きまして、お手元の常任委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、盛土防災総合推進事業であります。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますように、令和4年5月に成立した宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域を指定し、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制する必要があるため、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施するものであります。

右の5ページの2、事業内容を御覧ください。

規制区域のイメージにありますように、森林地域の多くは、特定盛土等規制区域に該当しますが、①の基礎調査(規制区域調査)では、区域指定に必要な地形・地質、土地の利用状況等の調査を、②の基礎調査(既存盛土調査)では、既存盛土の分布状況の把握及び応急対策の必要性の判断を、③の盛土110番の設置では、規制区

域指定前の危険な駆け込み盛土等を把握するための通報窓口の設置を、④の応急対策では、緊急性や危険度の高い盛土等への行政指導や必要に応じて応急対策を実施します。

3、今後のスケジュールとしましては、①の規制区域調査を踏まえまして、令和6年度に規制区域案の公表、令和7年度に規制区域の指定を行い、②既存盛土調査を踏まえて令和6年度に既存盛土の分布図の公表を行います。また、③の盛土110番を速やかに設置するとともに、④の応急対策について必要に応じて随時実施していくこととしております。

左のページに戻っていただきまして、2の事業概要ですが、(1)予算額は5,803万6,000円で、これは全体予算8,300万円のうち森林面積の割合に応じて算出した基礎調査の経費と応急対策の経費の合計となります。

(2)財源は、事業内容の①及び②の基礎調査に関し、3分の1は国の補助事業を活用し、残りは一般財源となります。

(3)事業期間が令和4年度から6年度の3か年間です。

3、事業効果としましては、危険な盛土等を包括的に規制することにより、県民の生命・財産を守ることができるものと考えております。

なお、右側の5ページの右上には、この事業がSDGsの11、「住み続けられるまちづくりを」、12、「つくる責任つかう責任」という2つの目標に資するものと考えて記載しております。

○上野森林経営課長 森林経営課の議案第1号に関する補正予算について御説明いたします。

お手元の薄いほうの歳出予算説明資料、青色のインデックス、森林経営課の37ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目の補正

額の欄にありますように、一般会計で1億6,631万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は右から3列目の一番上の段にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして93億7,149万4,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

39ページを御覧ください。

(事項) 地方創生道整備推進交付金事業費1億6,631万円の増額であります。これは、国からの追加配分によるものであり、森林整備等に必要な林道整備を3路線において前倒しで進め、早期の事業効果を図ることとしております。

続きまして、議案第23号に関する補正予算について御説明いたします。

お手元の分厚いほうの歳出予算説明資料(議案第23号)の青色のインデックス、森林経営課の143ページをお開きください。

森林経営課の補正額は国の補正予算に伴うもので、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で18億4,630万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は右から3列目の一番上の段にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして112億1,779万4,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

145ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)森林整備事業費につきましては、16億5,730万円の増額であり、これは森林所有者等が行う造林・保育などの森林整備を支援するものであります。

下から2段目の(事項)森林環境保全整備事業費は1億8,900万円の増額であり、これは森林

施業に必要な林道整備を2路線において前倒しで進め、早期の事業効果を図ることとしております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○満行委員 142ページの国立公園、国定公園等の整備に要する経費について、説明では急を要するという事だったんですけども、その理由が分からなかったのもう一回理由について説明をお願いいたします。

○池田自然環境課長 この事業は、今回の台風第14号で被災しました高千穂峡の災害復旧や、九州自然歩道は通行はできるものの、転落防止柵がかなり老朽化して壊れている箇所がございますので、早急にそれを補修する必要があるものでございます。

○満行委員 台風第14号関連の災害復旧ということですね。

○池田自然環境課長 台風第14号関連の災害復旧もございまして、従来から応急措置が必要な箇所というのもございまして。

○満行委員 145ページの下の方の森林資源循環利用林道整備事業の県営事業について、もう一回説明をお願いします。

○上野森林経営課長 この事業では、林道の2路線において前倒しで整備を進め、その事業効果の早期実現を図ることとしております。

○満行委員 いろいろと需要はあると思うんですけども、今回の補正で前倒しでこの事業をやるという理由が分からないので、もう一回説明をお願いします。

○上野森林経営課長 1つは五ヶ瀬町の路線になるんですけども、ここは開通間近ですので、さらにその進捗を進めたい。もう1つは西都市の路線なんですけれども、ここにつきましては

重要な生活道として期待されておりますので、そこを前倒しで整備して、早期に完成させたいということで計上させていただいております。

○満行委員 議案第1号の歳出予算説明資料の39ページの林道網の整備事業について、もう一回、説明をお願いします。

○上野森林経営課長 地方創生道路整備推進交付金事業になりますが、こちらも3路線を前倒しで行うこととしております。

高千穂町の高千穂一日之影線につきましては、令和5年度の工事としておりますが、それを前倒しして令和4年度から実施します。それから美郷町と日向市の路線につきましては、現在、令和3年度の予算で工事を進めておりますが、それが終わり次第、令和4年度事業として追加発注したいということで、前倒しで整備を進めることとしております。

○山下委員 委員会資料4ページの盛土関係ですけれども、この調査は、県全体に網をかけるということですか。

○池田自然環境課長 県全体に網をかけることになりましたが、宮崎市だけ別になります。

○山下委員 中核市ですからね。

○池田自然環境課長 中核市は県と同じく独自に規制する必要がありますので、県が担当するのは県全体から宮崎市を除いた面積となります。宮崎市は独自に規制することになります。

○山下委員 2～3年前に静岡県の大規模土砂災害で多くの死者が出ましたが、そのときに、宮崎県もそういう埋立ての問題はないかということで調査をされたと思うんです。あのときは異常はないということで、僕らも報告を受けたと思うんですが、今年の台風第14号で椎葉村で大規模な土砂崩壊があって、埋立てが原因だったと思います。いろいろと問題が出てきている

から、国のほうで今年の5月にこの法案ができたんだろうと思うんですね。

それに基づく新たな調査をするということですが、前回も調査されていますけれども、県内に盛土をされた箇所がどれくらいあるのか把握されているんですか。

○池田自然環境課長 まず、最初に行った調査は、民間等で施工した盛土箇所でございます。

今回、それに追加しまして、県等の事業で実施した盛土等を調査しております。このほかにもまだ盛土がある可能性がございますので、衛星写真等を使いまして、その盛土箇所を把握するというものでございます。

ですので、県内に何か所の盛土があるのか、正確な数字については、これからこの調査によって明らかになっていくものと考えております。

○山下委員 公共3部でそれぞれいわゆる捨土が出た場合に埋立地を決めて、埋土していると思うんです。それも把握されているだろうと思うんですが、心配するのは、個人が山等を切り開いて太陽光パネルを設置したり、私の地元の都城市でも工事請負の人たちが工事に出た舗装とかいろんなものの埋立てをしています。近くに管工事共同組合とか、個人で建築業をやっている人たちが持っている山等にどんどん埋立てをしていますよね。もちろんこれは許可を受けてされていると思うんですが。

民間で太陽光パネル設置に向けて土地を造成したりしていると思うんですが、許可を受けている箇所をどれくらい把握されていますか。

○池田自然環境課長 今、手元に正確な数字がありませんので、少々お時間をいただいてよろしいでしょうか。

緊急点検で調査しました箇所が174か所、それから、その後、10月に改めて公共3部で調査し

た箇所が——これは把握できる範囲の箇所でございますが——377か所でございます。

○山下委員 そういうところが合計で540～550か所あると思うんですが、基本的には災害の可能性がないかどうかを調査していくということ、新たな調査箇所も決めながらやっていこうということですか。

○池田自然環境課長 この調査箇所も含めまして、また、この調査箇所以外にも新たな箇所が見つかりましたら、それを全て把握するという調査になろうかと思えます。

○山下委員 分かりました。

○右松委員 私はこれを見て、衛星画像の解析というのは非常に重要ななと思えました。今の説明で、既存盛土の分布状況の把握は非常に大事だと思います。

その一歩先の応急対策の必要性の判断の中で、御存じかは分かりませんが、川崎市が民間企業と組んで、衛星を使った測量技術を応用して、ミリ単位で近くの変動箇所を見つけ出すという技術を開発し始めているんです。やはりそういった意味で、まずはこの分布状況をしっかりと把握していただいた上で——以前、日南線沿いの崖崩れのときに、私のほうから、定点観測をして、地崩れを事前に把握できるような取組をしてはどうでしょうかという話をさせていただいたことがあるんですが。

川崎市の衛星画像技術は、空中ドローンと地上レーザースキャナーを使って、国土地理院が基準点を設けたところから変動を見ていくというシステムみたいなんです。このあたりは、情報などを収集されていらっしゃるでしょうか。

○池田自然環境課長 委員がおっしゃるように、非常に精度の高い調査が可能であると思えました。私は、現段階ではそういった情報を全然持

ち合わせておりません、申し訳ありません。

コストの面もございますので、県全体では使えないかと思いますが、本当に重要な箇所等につきましては、今後、そういったシステムの活用について検討、勉強させていただきたいと考えております。

○右松委員 分かりました。

目測では分からないような、ミリ単位で災害の兆候を捉えていくような、先進的な取組ですが、まだ実用化まで至っていないようです。

川崎市宮前区のニッポーという会社が川崎市と官民協働で開発を進めているみたいですので、来年、実用化となれば、様々な情報を収集していただいて、事前に災害を見つけ出すような取組も少し進めていただくといいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○池田自然環境課長 勉強させていただきます。

○蓬原委員 今の右松委員の発言ですけれども、デジタル化推進対策特別委員会で視察に行きました。総務省と組んでいろいろとやっておられるようで、その職員の方たちはもともとは土木の技術屋でした。

総務省にも頻繁に行かれています方で、宮崎県のデジタル化を推進している職員の方とも非常に親しいということでしたので、「では、一回、宮崎県に講演に来てください」というお話もして帰ったところでした。議会事務局のデジタル化推進特別委員会担当に聞いていただければ、資料もあると思えますから、どういう取組なのかお調べになる価値はあるのではと思えます。

○池田自然環境課長 私どもも県土整備部、農政水産部の担当も含めましてそういったところの情報を収集していきたいと考えております。

○蓬原委員 続いて、この盛土についてです。農政水産部、県土整備部、環境森林部と3つに

分けているわけですが、これは当然、民間に委託されるわけですね。

○池田自然環境課長 民間の業者に委託することになります。

○蓬原委員 その場合、航空写真で見たときに、どこが県土整備部でどこが環境森林部かという区分けというか——宮崎市を除いて一括でやって、後で所管の部を決めればいいのかと思うので、3つに分けてある意味はあるんですかね。

○池田自然環境課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。

今回の調査の発注は、県土整備部で一括して発注いたします。その中で、森林地域、耕地、その他の地域と分けまして、環境森林部は森林地域を担当することになると思います。

○蓬原委員 要するに費用は3部で負担するけれども、一括で発注し、最終的には、ここは環境森林部で、ここは県土整備部、ここは農政水産部だと検討して決めていくということですね。分かりました。

○山下委員 もうちょっと教えてください。盛土ですけども、田野町の高速道路の近くで広大な土地が造成されているものですか、ちょっと調べてもらったんです。約8ヘクタールの林地開発をやっているんです。

林地開発をする場合、面積を広げるために高いところを切って谷を埋めていきますよね。

その調査の基準というのは、例えば、谷を埋めて、いわゆる土羽をつくった場合の盛土も対象になるんですか。

例えば、山の8ヘクタールはかなりの面積ですよ。太陽光パネルを設置するということが造成しているみたいですが、山の尾根を崩して、谷を埋めていく。ここも調査対象の盛土になるんですか。その基準を教えてください。

○池田自然環境課長 委員のおっしゃった箇所は、今回、盛土箇所に該当すると思います。

基準としましては、例えば、盛土の勾配ですとか、1層30センチメートル以下で転圧するとか、そういった基準によってつくられた盛土を審査することになるかと思っています。

○山下委員 ああいう場所はやはり調査対象になるんですね。分かりました。

○蓬原委員 恐らくこの法律ができて、全国一斉に調査をすると思うんですが、民間の企業でこれをやるのが何社あるのかなど、工期的なものは大丈夫かなど心配するわけです。そのあたりの発注のタイミングや成果品がいつ上がってくるかというのは大丈夫ですかね。

○池田自然環境課長 県土整備部で一括して発注することとなっておりますので、詳細についてはまだ私どもも把握していないんですけども、早急に発注して、スケジュールにございますように令和5年度中には調査を終了するという予定でございます。

○蓬原委員 分かりました。いずれにしても安全に関わることですから、早いにこしたことはないわけです。できるだけ急ぐことだと思いますから、よろしく願います。

○山下委員 くどいようですけども、いろいろと問合せがあるものですか。もしこれで調査を行って不適切な勾配とか排水とかが判明する、いわゆる不適格という烙印を押された場合に改善を勧告するための調査になるわけですか。

○池田自然環境課長 エリア指定が完了した後になりますけれども、この許認可につきましては、当然申請がありますので、それを盛土の基準で審査します。

その後には許可となりますけれども、まず審査の段階で基準を満たさないものは、基準に合致

するように設計を変えていただくことになりま
すし、造成している段階で設計どおりにでき
ない場合は手直しということで、しっかりと
安全が確保できるように許可を行っていくこ
とになると思います。

○山下委員 既に盛土されている部分に改善事
項が判明した場合、改善要求ができるのですか。

○池田自然環境課長 法律の施行後になります
けれども、遡って、所有者や事業者等に改善
を命じることができるということでございます。

○山下委員 了解しました。

僕はいつも言うんだけど、公明党の河野
議員も前に一般質問の中で言われた気がする
んですが、高速道路を延岡市に向かって走って
いると、右側の急斜面に太陽光パネルがたく
さん設置されていて、雨が降ると、行くた
びにわだちができています。太陽光パネ
ルから水が流れて亀裂ができてきているん
です。あの状況を見て危ないなといつも思
うんです。あれなども改善要求ができる
という理解でいいですか。

基準に合致しているかどうか調査を行っ
てみないと分からないんでしょうけれど、
我々の素人の目で見ても、よくあそこにつ
くったなと思う部分があるものですから、
もし国が法律で基準を決めたら、そこま
で行政指導ができるのかどうか。現在
はできていないと思うんです。

○池田自然環境課長 改善命令は今回の法律
の施行後にできるということなので、日
向市の高速道路のそばの案件は、現段階
では施行前ですので、命令等は出せない
ということになります。

○濱砂委員 関連ですが、既存の造成地
に改善命令ができるというのは、時効は
あるのですか。取得時効は10年ぐら
いだよね。何年前に造成した部分まで
改善命令できるのかということです。

○池田自然環境課長 現段階では、何年前
までという期間は定められておりませ
んが、法律等が制定されましたので、
今後、その取扱い等が定められれば、
*そういった期間についても決められ
てくるのではないかと考えております。

○濱砂委員 善意の場合の取得時効が10
年よね。悪いと分かっていたら15年
とか20年とか。この民法の規定より
もこっちが優先されるんですか。

○池田自然環境課長 どちらを優先する
というのは、今、手元に資料がござい
ません。

○濱砂委員 分かったら後で教えてください。

○池田自然環境課長 はい。後ほど調
べて回答するようにいたします。

○坂本副委員長 今、濱砂委員が言
われたことに関連するんですが、今
現在でも盛土で造成された——森
林はそんなにないかもしれません
——宅地が多いと思うんですけ
れども、分譲されて家が建って大
雨が降って土地が陥没したとき
かなったときに、その造成工
事をやった開発会社はもう既
になくなっていて、責任の所在
はどうなっているんだという
問題があるんです。

今回、この調査をやって、例
えば、安全だと思っていたところ
が実は危険なところだとな
った場合、こういう問題は多
分県内でも物すごくいっぱい
発生するのではないかと思
うんです。

そうしたときに、その責任の
所在というか——誰が工事す
るのかとなったときに、開
発をした当事者だけではなく、
許可を出した行政にもブー
メランのように返ってくる
話になります。この事業の中
に応急対策というのが入っ
ていますが、応急対策自体
がかなりボリュームの大き
いものになるのではないかと
拝見して感じました。

○池田自然環境課長 委員がおっしゃ
ったよう

※次ページに訂正発言あり

に、様々なケースが想定されるかと思えます。

今回、応急対策として計上しているものは、大型土のうを積んで土砂の流出を防止する程度のもので、今後、調査をしていく段階で、必要に応じてその対応についてもしっかりと検討していく必要があると考えております。

先ほどの発言の訂正をさせていただきます。

過去に施工された盛土について、原因者、土地所有者には責任があるとのことで、特に時効は定められていないということでございました。

○**濱砂委員** 先ほど坂本副委員長が言われたように、造成した業者なり個人なりが不適切な盛土をしていた場合で、その業者がもういないときには、最終的な責任はどこに行くんですか。許可権者ですか。

○**池田自然環境課長** 例えば、開発業者が倒産したというケースであれば、まずは土地所有者にいくと考えられます。

○**濱砂委員** 検査して許可をした許可権者、いわゆる県には責任がないということですか。

○**池田自然環境課長** 県としましては、申請された案件が基準に合致しているかどうかしっかりと審査し、中間検査、完成検査で完成確認をしっかり行うことで、まずはそういう事態にならないように取り組んでいく必要があると思えます。その上で、許可内容に何か瑕疵があった場合には、裁判等で争うケースもあるかもしれませんが。現段階ではそういったケースも想定されるのではないかと考えます。

○**濱砂委員** くどいけれども、大事なところなので。責任能力がない場合を心配するのはそこなんです。既存の造成地が不適切な盛土だと分かった場合に、その責任をどこに追及するのか。個人には責任能力そのものがない。改善する能力がないから、そういう場合はどうなるのかな

と思うんですね。

○**池田自然環境課長** 私からは、そのケースでどうなるかというのが明確に答弁できませんので、その点はまた勉強させていただきます。

そういった場合に、行政代執行で改善することはありますけれども、まずは原因者の責任を検討する、調べることになろうかと思えます。

○**濱砂委員** いずれにしても誰かがしなければなりませんよね。結果が安全になればいいので。

○**武田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田委員長** それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**田代環境森林課長** 常任委員会資料の6ページをお開きください。

第四次宮崎県環境基本計画の一部改定（計画案）について御説明いたします。

まず、1、計画改定の趣旨であります。

9月議会の当委員会で御説明させていただいたとおり、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第四次宮崎県環境基本計画につきましては、令和3年3月に策定したところですが、策定以降、国において、地球温暖化対策推進法の改正など、脱炭素化に向けた動きが加速しております。

このような国の動きに対応し、本県において、ゼロカーボン社会の実現に向けて効果的な施策の展開を図るため県計画の一部を改定するものであります。

次に、2、計画改定の内容についてであります。

まず、(1) 2030年度における温室効果ガス削減目標の見直しについてであります。2050年

温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて、国は令和3年10月に地球温暖化対策計画を改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比26%削減から46%削減へと、より高い目標に見直しを行ったところであります。

このことを踏まえ、本県としましても2030年度までの具体的な対策による削減効果等を積み上げ、6ページの真ん中の図にありますとおり、本県における2030年度の温室効果ガス削減目標を現計画の2013年度比26%削減から、国の目標よりも高い50%削減へと引き上げるものであります。

また、下の表にありますとおり、今回、2030年度の温室効果ガス50%削減の目標を達成するために必要な産業や業務などの部門別の目標を県計画に新たに追加することとしております。

主な部門における2030年度の削減目標につきましては、この表の一番右の列に記載のとおり、それぞれ2013年度比で製造業や農林水産業など、産業部門で37.3%減、商業やサービス業など、業務部門で54.1%減、家庭部門で68.2%減、自家用車の利用を含む運輸部門で31.1%減としております。

県全体の削減目標である50%減と合わせまして、部門別での削減目標も念頭に置いて温室効果ガス排出削減対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、7ページを御覧ください。

上のほうに2050年に向けた温室効果ガス削減目標イメージ図を掲載しております。左から、基準年度である2013年度の実績、その右に現状として直近でデータが出ている2019年度の実績、また、その右に中間目標として2030年度の目標、そして、一番右のところに2050年度の目標を示しております。

この図の左から2番目の現状の2019年度実績についてであります。基準年度である2013年度比で28%削減となっております。

今後、これまでの施策に加え、各部門においてゼロカーボンに向けた取組をさらに加速させ、2030年度には50%まで削減することを目標として掲げております。

また、この図の一番右にある2050年度には、さらなる省エネの推進と再エネの導入拡大とともに、水素など今後実用化される新たな技術を取り入れながら、2050年度に想定される森林吸収量334万トンまで温室効果ガスを削減し、排出量と吸収量を均衡させることでゼロカーボンの実現を目指すこととしております。

次に、(2)再生可能エネルギー導入目標の見直しについてであります。

令和4年4月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、地域の再生可能エネルギーの導入を促進するため、都道府県において施策の実施に関する目標を定めることが義務づけられたことから、本県としても2030年度の再生可能エネルギー導入目標を見直すとともに、新たに再エネ種別ごとの目標を設定するものであります。

2030年度の再生可能エネルギーの導入目標につきましては、このページの真ん中から少し下の図にありますとおり、現計画に掲げております再生可能エネルギー総出力電力305万2,150キロワットから見直し案として361万313キロワットに引き上げることとしております。

また、下の表にありますとおり、今回、新たに2030年度の再エネ種別ごとの導入目標を県計画に追加することとしており、この表の一番右の列が目標となっております。

この導入目標の設定の考え方についてであり

ますが、太陽光発電につきましては、省エネ設備の導入及び再エネの活用により、年間の1次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZ E HやZ E Bの推進などにより、住宅や建物に対する設置がさらに拡大することを見込んで目標値を設定しております。

水力発電につきましては、現在稼働している水力発電の設備の改修による増加や小水力発電の新設を想定して目標値を設定しております。

そのほか、風力発電、バイオマス発電、地熱発電につきましては、現在、導入計画が作成されているものが将来稼働することを見込んで目標値を設定しております。

全体としましては、2030年度の再エネの総出力電力は、現状として直近でデータが出ている2021年度と比較して約1.3倍増加させるという目標になっております。

8 ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、3、目標達成に向けた主な施策についてであります。

2030年度の温室効果ガス50%削減に向けて、県として取り組む主な施策について御説明いたします。

なお、各施策の冒頭に丸印で新と記載のあるものは、今回の一部改定により県計画に新たに追加する施策となっております。

まず、(1)温室効果ガス排出削減の①家庭部門における排出削減対策の推進では、県民等の気運醸成や行動変容を促すための訴求効果の高いプロモーションの展開や、省エネ家電やLED照明などの省エネ機器等の普及啓発・導入促進など、②産業・業務部門における排出削減対策の推進では、中小企業等を対象とした省エネ診断を活用した脱炭素経営の転換促進や施設園芸における省エネ機器の導入など、農業におけ

る脱炭素化の推進など、③運輸部門における排出削減対策の推進では、電動車のEVやFCVなどの普及啓発・導入促進や共同配送の促進や物流拠点の集約化など物流の脱炭素化の推進など、④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進では、関連事業者への指導・立入検査によるフロン類の管理の適正化やごみの分別徹底によるメタン等の排出抑制の推進などを行うこととしております。

次に、(2)再生可能エネルギー等の導入促進の①地域と共生した再生可能エネルギー導入促進では、本県の豊かな地域資源を活用し、地域と共生した再エネの導入促進や、県民や事業者に対する再エネ由来電力の利用促進など——9 ページを御覧ください——②再生可能エネルギーを活用した地域課題の解決では、再エネの自家消費促進のための太陽光パネルと蓄電池の普及促進や「脱炭素先行地域づくり」など地域の脱炭素化を目指す市町村の支援など、③クリーンエネルギー産業の振興・脱炭素化技術等への研究開発支援では、再エネを活用した水素製造など脱炭素化エネルギーの研究開発促進や産学官連携による研究開発や技術開発への支援などを行うこととしております。

次に、(3)二酸化炭素吸収源対策の①吸収源としての森林等の整備では、初期成長の早いエリートツリーなど品種が明確な優良苗木等の生産拡大や森林クラウドシステムの構築など、森林分野のDXの促進など、②二酸化炭素固定化のための木材利用促進では、住宅等の民間建築物や公共建築物における県産材による木造化・木質化の推進など、③都市緑化の推進等その他の吸収源対策では、堆肥等の有機物を投入した土づくりによる農地土壌の炭素貯留の促進やブルーカーボンに関する情報収集や生態系の造成

等の促進などを行うこととしております。

続きまして、10ページを御覧ください。

4、重点プロジェクトの見直しについてであります。

現行の県計画の重点プロジェクトの一つとして「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクトを掲げておりますが、今回の一部改定により、温室効果ガス削減目標や目標達成に向けた施策を見直したことに伴い、プロジェクトの施策内容を見直すとともに、下の図にありますとおり、2050年ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて、2030年度までの各部門や分野における取組の方向性を示したロードマップを新たに追加することとしております。

ロードマップの内容についてであります。

重点プロジェクトの1つ目の柱で、図の上半分のところにあります「省エネルギー・省資源の推進」につきましましては、家庭部門においては、2030年度までの取組の方向性として、効果的なプロモーションによる県民等の気運醸成や行動変容の促進や住宅のZ E H化や断熱改修の普及啓発・導入支援など、また、2030年の姿としては県民のゼロカーボンに関する認知度100%、新築住宅のうち、Z E H基準の省エネ性能に適合する住宅の割合100%を掲げております。

次に、産業・業務部門におきましては、2030年度までの取組の方向性として、セミナーの開催や省エネ診断の活用等による脱炭素経営の普及啓発・転換支援や、建築物のZ E B化や省エネ改修の普及啓発・導入支援など、また、2030年の姿として、県内の一定量以上の温室効果ガス排出事業者のうち脱炭素経営に取り組む企業の割合100%、中・大規模の新築建築物のうちZ E B基準の省エネ性能に適合する建築物の割合100%を掲げております。

次に、運輸部門においては、2030年度までの取組の方向性として、電動車の普及啓発・導入促進や、公共交通機関・自転車の利用促進など、また、2030年の姿として、県内の乗用車の新車販売に占める電動車の割合50~70%を掲げております。

次に、重点プロジェクトの2つ目の柱で、図の真ん中から少し下のところにあります、「再生可能エネルギーの導入拡大」につきましましては、2030年度までの取組の方向性として、太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、小水力発電等の導入促進や県内における脱炭素先行地域の導入支援など、また、2030年の姿として、電力消費量に占める再エネ電力の電力量の割合100%、県内の脱炭素先行地域4地域などを掲げております。

次に、重点プロジェクトの3つ目の柱で、図の下から2番目のところにあります、「森林吸収量の維持」につきましましては、2030年度までの取組の方向性として、適切な間伐の実施による健全な森林づくりの推進や、計画的な伐採や速やかな再生林等による資源循環型林業の確立など、また、2030年の姿として、再生林率80%を掲げております。

次に、重点プロジェクトの4つ目の柱で、図の一番下のところにあります、「環境保全を支える人材づくり」につきましましては、2030年度までの取組の方向性として、子供から大人まで参加できる環境教育・学習の場づくりや環境保全アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など、脱炭素を先導する人材の育成など、また、2030年の姿として地球温暖化防止活動推進員80人を掲げております。

今回、追加するロードマップにつきましましては、主に2030年度までの取組を記載しておりますが、

現在、国等において、水素などの様々な技術の開発が進められているところで、今後、実用化される新技術の動向も踏まえながら、2050年に向けたロードマップについても策定してまいりたいと考えております。

11ページを御覧ください。

次に、5、ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて各主体に求められる主な役割についてであります。

この表は、2050年ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて、主体ごとに求められる主な役割を記載しております。

まず、県民や団体につきましては、節電・節水など省エネ行動の実践や、断熱改修や太陽光パネルの設置など住宅の省エネ化など、事業者につきましては、節電・節水やクールビズ・ウォームビズなど省エネ行動の実践や、高効率機器設備等の導入など、市町村につきましては、住民や事業者に対する脱炭素化に係る情報提供・普及啓発や地域の環境保全活動への支援など、県につきましては、県民や事業者に対する脱炭素化に係る情報提供・普及啓発や、省エネ機器・施設等の普及啓発、導入支援など、国につきましては、省エネ機器・施設等への導入補助や、脱炭素化に係る新たな技術開発・実用化支援などとしております。

このように、各主体がそれぞれに求められる役割を認識し、主体的に行動することがゼロカーボン社会づくりの実現に必要なと考えております。

最後に、11ページの下の方になりますが、6、今後のスケジュールについてであります。

今後は、環境審議会で計画案について御審議いただいた後、パブリックコメントを行うこととしております。その後、年明けに計画の最終

案について再生可能エネルギー等導入推進連絡会や環境審議会の御意見等を伺い、データも含めまして内容を精査確認し、必要に応じて調整等を行った上で、令和5年2月に環境審議会から答申を頂き、その後の2月議会へ計画最終案として議案の提出を予定しております。

以上、第四次宮崎県環境基本計画の一部改定(計画案)について御説明しましたが、計画の一部改定に係る新旧対照表と計画案を別冊としてお配りしております。時間の都合上、説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○満行委員 温室効果ガス排出削減が一番大きいのは家庭部門だろうと思うんですけども、我々県民ができる身近なこととして、自動車の電動化やエネファームの導入が、各家庭で貢献できて一番効果が見えるのかなと思います。

先ほど課長から電動車の2030年の目標を50～70%にすると伺い、相当高い目標だと思ったのですが、知事車は電動車なんですか。

○田代環境森林課長 現在、知事車がどうかというのは把握しておりません。今乗られている前の車がハイブリッドだったと承知しております。確たることが言えなくて申し訳ありません。

○満行委員 率先して公用車を電動車にするという目標を掲げられているんですけども、県内の新車販売に占める電動車の割合を50～70%にするのであれば、公用車は相当な数だと思うんです。

前に、国の支援策を使って電動車、ハイブリッド車を入れるというお話だったのですが、この計画によれば、もっと県の公用車の電動化を前

倒して整備しないといけないんだろうと思うのですが、公用車についての指針とございますか、方針がありますでしょうか。

○田代環境森林課長 公用車の電動化につきましては、今現時点で明確な計画というものはございませんが、今、物品管理調達課が公用車の全体的な管理をしております、古い車の更新については、順次電動化といったものを進めるという方向で、いろんな打合せ等をしているところであります。

今年度の事業で、13台の電気自動車を導入する計画であります。

○満行委員 国の支援策がある以上は、住宅の二重ガラス化など、いろいろあるんでしょうけれども、これを続けるためには、やはり行政の支援が不可欠かなと。とりわけ公用車は県民が目にする広告塔みたいなものですから、区市町村の公用車は電動車ですと強くアピールできると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

エネファームも私は価格が高いものは、普及していないから高いのだと思いますので、ぜひその支援策を引き続き拡充していただきたいと要望していききたいと思います。

○田代環境森林課長 御指摘のありましたEVの導入、エネファームといったものにつきまして、今現在もいろんな支援策がありますけれども、次年度以降もまた事業化等を考えまして、予算を確保して引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほどの知事車の御質問について、今、確認しましたところ、現在の知事車もハイブリッド車ということです。

○満行委員 ありがとうございます。

○右松委員 7ページですが、ちょっと教えて

ください。再エネ種別ごとの導入目標をしっかりと立てていただいている中で、風力発電が2.78倍に伸ばされているんです。目標設定としてはそれで構わないんですが、国の資源エネルギー庁の電力調査統計でもやはり風力を伸ばしているんですね。この風力の取組なのですが、2.78倍となると結構な量になります。これは、風が強い場所が必要とされますが、山間部だとコストが大変ですから洋上になるのかなと——山間部でも建てられるところもあると思いますけれども。

洋上だと着床じゃなくて浮体式になるのか、分かりませんが、コストの面とかそういった課題をどうクリアされていくのか。今後の方向性を教えてもらいたいと思います。

○田代環境森林課長 今、御質問のありました風力発電の目標値につきましては、具体的な計画があるものを積み上げておまして、現在、把握しているところでは、内陸の五ヶ瀬町であったり、串間市、えびの市といった比較的、風の強い地域で立地の計画があると伺っております。

洋上の風力発電につきましては、まさに御指摘がありましたとおり、どのように設置するかとか、コストの面でありますとか、そういった問題があると伺っておりまして、そこにつきましては、我々もあまり知見がないところがありますので、今後しっかりと勉強し、把握していきたいと思っております。

○右松委員 分かりました。風力だと夜間も発電できますからね。非常に有効だと思いますけれども、やはりコストの面とか強風・台風対策とか、やることがたくさんあると思うんです。ですから、先ほども五ヶ瀬町の話とかが出ましたけれども、2.78倍という、現在より高い目標を設定されていますので、うまくその計画を組

み立てながら、事業費も含めて検討してもらおう
といいかなと思いました。

○濱砂委員 7ページのバイオマス発電なんです
が、このバイオマス発電だけは材料が要るの
ですよね。だいたい増えてきているんですが、将
来の設計としては、材料そのものは調達可能な
んでしょうか。

○田代環境森林課長 バイオマス発電についま
しては、いわゆる森林等の資源化した木質であ
るとか畜産のふんとか、そういったものはある
うかと思えます。

木質につきましては、今、なかなか材料がな
いという話も聞いておりますので、動向を注視
してまいりたいと思っております。また、畜産
バイオマスにつきましては、まだまだ伸び代が
あると思っております、農政水産部とも連携
を図りながら、まだ手がついていない部分につ
いてもバイオマスとして活用していきたいとい
うことで、この目標を掲げたところであります。

○濱砂委員 割合としては、畜産の畜糞のほう
を主体に考えていくということですか。

○田代環境森林課長 この積上げにつきましては
は、計画段階ですので、まだ実現するかどうか
というところもありますけれども、畜糞、また、
木質バイオマスも含めまして、計画として上がっ
てきているものを積算しているところです。

○濱砂委員 ちょっと材料が不安なものだから。
分かりました。

○蓬原委員 先ほどの電動車ですが、前も一回
質問をしたことがあるんですけれども、今、202
2年です。2030年まであと8年。

10ページのプロジェクトのロードマップを見
ると、2030年には電動車の定着となっているん
です。定着ということはもう全て電動車に切
り替わったことだと理解すれば——たしか県庁

内の車の数は1,000台近くあると思うんです。

この前の当初予算でも何台かを電動車にしま
すとありましたが、これは8年を逆算していく
と、年間に相当な数を電動車に変えないと実現
できなくなるんじゃないかなと思っています。
この計画の立案をするに当たっては、環境森林
部だけで解決できない問題かなと思うだけで
ども、ここについてはどうですか。

電動車の定着は2030年、全て電動車だとし
たときにあと8年。8年で900何台を全部電車に
できるかという、この計画だけはしないとい
けないわけですよ。お金がいくらかかるか、そ
こも全部計算されているのかということなだけ
れども、素朴な質問です。

○田代環境森林課長 今、御指摘のありました
県の公用車についてですが、今のところ859台あ
ります。EVやハイブリッドも含めての電動車
になりますけれども、64台がハイブリッド等
であります。率にしまして、大体7.45%とい
うことなので、まだこれからかなと思っております。

まさにこれも御指摘のありましたとお、お
金のかかる話でもございますし、一遍にとい
うわけにはなかなかいかないかなということで、
公用車の所管部局とも更新時、鋭意といいます
か、順次といいますか、やっていきたいとい
う話はしております。ただ、やはり先立つものは
財源となりますので、そこも考えていかないと
いけない部分であると認識しているところです。

国の方針としましても2035年までには新車販
売を電動車だけにするという動きも見据えて、
ちょっと高い目標かなと思っておりますけれど
も掲げたところであります。

○蓬原委員 6ページに50%削減という計画案
があるわけです。各施策が達成されて初めて50
%削減になる計算なので、このロードマップを

達成できないと50%はできないという話になると思うので、そこは財政、それから、いろいろあるんでしょうけれども、ぜひ他部局ともよく御検討いただきたいと思っています。

地熱発電はまだ実際にはないと思いますけれども、別府市ではかなり盛んだと聞いてます。これはどこが対象地になっているんでしょうか。

○田代環境森林課長 地熱発電につきましては、今のところ実績ゼロとなっておりますが、県内で地熱発電のポテンシャルが唯一ある、えびの市で導入されると把握しているところです。

○蓬原委員 それから、同じ7ページに関してですけれども、森林等吸収量というのがあります。これは年々減ってきているわけですが、最終的にプラス・マイナス・ゼロにする意味で、334万トンかなと思うんですが、森林等吸収量は別に増えてもいいわけですね。人間の活動で出るCO₂を余分に吸収してもいいわけだから。これはプラス・マイナス・ゼロにする関係上、こうやって減ってきているんでしょうか。

○田代環境森林課長 森林吸収量につきましては、いわゆる森林に蓄積される炭素量を二酸化炭素に換算する数式がございまして、そういったものを基に、現在の県の森林面積であったり、樹種といったものを踏まえて計算したものがこの数値となっております。

御承知かもしれませんが、15年から20年ぐらいの若い杉が吸収量が一番多いのですが、現在の本県の杉は、伐期に近い40年ぐらいの木が割と多く分布しております。ちょっと年齢の高い木が多いので、年数がたっていきまると再造林してもなかなか全体としての吸収量自体が増えていかないような状況にありまして、吸収量としてはなだらかに減っていきます。

このため、再造林率80%という目標を掲げておりますけれども、それをクリアする、あるいは、それを上回るような森林整備を進めていくことは、逆に森林等吸収量ゼロ化も目指していくんですが、それが達成できるとマイナスカーボンにもっていけるのかなと考えております。

○蓬原委員 ということは、本県の現状から言うと70数%が森林で覆われておりますが、大口径の杉とかが増えることによって、CO₂の吸収能力としては低減していると理解していいですね。

○田代環境森林課長 今、委員から御指摘のあったとおりであります。このため、伐期が来たら切って使う、切った後、確実に再造林するということで、資源循環型の林業をつくっていくことが重要な課題であると考えております。

○蓬原委員 その課題のところはもう質問しませんが、2050年でプラス・マイナス・ゼロにするわけですが、それまでに発生したCO₂は地球上にいっぱいあるわけですね。だから、温室効果ガスの発生はプラス・マイナス・ゼロにしたけれども——ここは専門的な視点になるかもしれませんが、地球温暖化への効果はいつ頃出るものなのでしょうか。これはもう学者しか分からないことだろうけれども、分かっていたら教えてください。

○田代環境森林課長 大変難しい問題かなと、重く受け止めたところでありまして。

現在、私どものほうでそういった情報を把握しておりませんので何とも言えない部分はあるのですが、今、目前にある2030年度を目指してやっております、さらに20年先の2050年の目標がございまして、国もそういう意識を持っておりますが、この2050年ゼロカーボンを達成するためには、新たな技術開発も必要だと認識して

おります。

例えば、具体的にCCSとって、空気中の炭素を製造過程において吸い取って、それを地下に埋める、閉じ込めるという技術の実証試験がなされておりますし、火力発電等によってもCO₂は発生しますので、いわゆる石油等によるCO₂排出を抑えるための新エネルギー、水素等にも注目が集まっております。そういった技術開発も欠かせないのかなと思っています。

質問の答えになっていないかもしれませんが、そういうことであります。

それから、2050年にゼロにできたならばということで、COP26とか27やIPCCとかありますけれども、今の世界目標が産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えようとなっております、ゼロカーボンになれば、その上昇が1.5℃で止まるのではないかとと言われております。

○蓬原委員 答えにくいのは分かったんですけども、いずれは下がらないと大変なことになるわけで、これはアメリカのFORTUNEという科学雑誌に載っていたことでしたが、たしか地軸が4メートルずれているんだそうですね。なぜずれたかという、地球は23.6度傾いて回るわけだけでも、北極などの溶けた氷が遠心力として働いて、地軸がずれていると。これは物すごいことだなと思って僕はその記事を見たことがあったんです。

だから、この温暖化対策は本当に真剣にやらないと泥船が沈みにかかるような話ですから。やはり我々は我々で身近なできることをやっていかないといけないだろうなと思っていて、重要なことだと思いますから、吸収量としての杉を新しく更新して植えることとか、大事なセクションだと思うのでぜひ頑張ってください、大げさな言い方ですけども、次の世代に

いい地球を残すために、お願いします。

○山下委員 同じく7ページですけども、現計画の再生可能エネルギー総出力電力は305万2,000キロワットで、今回60万キロワットぐらい増やした見直し案が出ていますよね。その下の表なのですが、60万キロワットぐらい増やそうということで一番目標を大きくしているのは太陽光発電かなと思うんです。

今までいろいろと話を聞いた中で、国が2050年のゼロカーボンを示したわけですから、九州管内もゼロカーボンに向けた対策をやっていくわけですよね。そのときに、自然エネルギーの中でも太陽光発電がばっと増えましたよね。宮崎県にももう相当な太陽光発電設備が設置されていると思うんですが、今の単価でさらに増やすことができるのか、これが1点です。

もう一つは、九州電力が送電線の関係でもういっぱいばいばいで、設置したくても九州電力が認めないと。この壁にぶち当たっているという話をいろいろ聞くんです。この計画もあと8年しかないわけですから、その辺の問題解決のために、九州電力との打合せやその辺の整理ができていくのかどうか確認させてください。

○田代環境森林課長 まず1点目の単価の話でありますけれども、太陽光発電の普及に当たっては単価が下がって、投資した分が早く回収できる、いわゆる得をするといったことがないとなかなか進まないと理解しております。

今、企業等にもヒアリングしておりまして、設備投資をして太陽光パネルを入れたいけれどもやはり費用がかかると二の足を踏むという声も聞いておりますので、単価がなかなか下がらなければ、行政の補助支援も考えていかないといけないのかなと考えているところです。

それから、2点目の九州電力の送電との関係

については、まだ九州電力と具体的な話はできておりませんが、再エネ連絡会という会のメンバーに九州電力にも入っていただいております。年明けにも会議を設定する場がございますので、そういった場を活用しまして、問題が起こらないよう、九州電力と意思疎通を図ってやっていきたいと考えております。

○山下委員 太陽光発電のウエートを上げていこうと思えば、日本一日照時間が長い宮崎県は有利なんですよ。だけれども、やはり問題になってくるのが送電線なんです。太陽光発電がこれだけ増えると、九州電力は高い料金で買わないといけない。結局、自然エネルギーに対しては一般家庭に応分の負担をお願いしていかないとはいけません。

いろいろな話を聞いています。やりたいと計画を挙げたけれども、送電線が2億円、3億円のお金をかけないとできない。それで頓挫したところがいっぱいあるんですよ。

新たに増やそうというのであれば、その辺の整備をしていかないと計画達成は無理かなと思うんです。ぜひ真剣に検討してください。

○田代環境森林課長 今、御指摘をいただきました送電の関係につきましても、九州電力としっかり詰めさせていただきたいと思っております。

若干、補足させていただきますと、いわゆる電力系統の話になりますと、例えば、一時期、メガソーラーとか大規模なFIT売電をするというブームがございました。そういった関係につきましても、やはり送電線の問題になるということで我々も承知しております。

今後は、適地があるかという点で、メガソーラーには限界があるのかなと思っております。

今後、我々が力を入れていきたいと思っておりますのが、いわゆる新築住宅であったり、事業

所・事務所の屋上とかにパネルを設置する——それは売電というよりも自家消費、自分のところで使う電力をまずは再生可能エネルギーで自給自足するという考えも重要なこと。

防災に備えるという意味もございますので、蓄電池も併せて設置するといったことも重要と考えておりまして、そういった方向も伸ばしていきたいと考えております。

○蓬原委員 結局、炭酸ガスを発生させるのは人間なんですよ。世界の気候変動枠組の会議の中で、人口増による温暖化への影響等、この前も議論がありましたけれども、例えば現在の人口を40億人とすれば、いずれ60億人70億人となり100億人になるだろうということですよ。人口がばーっと増えていけば、その分家庭も使うわけだから、産業活動は我々が減らす以上に増えていくわけじゃないですか。しかし、世界変動枠組の中では、人口抑制というのがないと。ここで議論することではないと思うけれども。

日本の場合には人口が減っていくわけですから、ある意味、発生する炭酸ガスはおのずと減っていくわけですよ。そういう人口の増減というのは、この計画の中には入っているんですか。参考のため教えてください。

○田代環境森林課長 資料の7ページに温室効果ガス削減目標イメージ図をお示ししております。現状から中間目標の2030年度、最終目標の2050年度とシミュレーションしております。

こちらにつきましては、総合政策課で持っている人口推計のデータを加味してシミュレーションしております。本県の人口は残念ながら減少傾向にございまして、今後100万人を切るのは悲しい事実であるんですが、そういうことに伴い、排出量も減少していくという捉え方を、今現在しているところであります。

もし仮に、幸いといたしますか、本県の人口が増えるような場合には、またシミュレーションを考えなければいけないと思っています。

○武田委員長 二律背反ですよ。増やさないといけないが、逆に炭酸ガスは増える。

○蓬原委員 世界的な会議の中で、人口が増え過ぎていくと、地球がカバーできるのか、食料が供給できるのかという観点からの質問だったと思うんですけども——この場合、地球温暖化対策としての観点から人口抑制とかいう考えは何かあっているのでしょうか。

○田代環境森林課長 今、御指摘のありましたような、ゼロカーボンを目指すための人口抑制という話は私も伺ったことは正直ございません。

○蓬原委員 なかったらいいですよ。

○田代環境森林課長 私どもとしては人口が増えたとしても、世界の認識としてゼロを目指すといいますか、それに向けての技術開発などにも鋭意取り組んでいくと認識いたしております。

○蓬原委員 できたら何か入れてほしいですね。

○坂本副委員長 今回、目標が見直しされて、当然やっていかないといけないんですけども、隣の熊本県では、県内の事業者、企業にこの協力を仰いでいく上で、県の入札資格などに温室ガス削減に取り組んでいる企業を優遇、もしくは、それを条件にしていくことをもう始めているんです。今後、本県ではそういう取組をやるようとしているのか。検討されていないのであれば、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○田代環境森林課長 今、御指摘のありました点につきましては、まだ現段階では検討している状況にはございません。

また、熊本県の話もございましたけれども、公共3部ございますので、状況を聞きながら、入札参加資格でそういったものが入られるか、

今後、研究してまいりたいと思っております。

○坂本副委員長 よろしく申し上げます。

○武田委員長 10ページなんですけど、再生可能エネルギーの導入拡大というところは、2030年の姿で、電力消費量に占める再エネ電力量の割合100%となっていますが、この意味を教えてくださいたいと思います。

○田代環境森林課長 こちらは分かりやすく言いますと、住宅で電力を100使うとして、九州電力などから100買っていたところを、いわゆる太陽光発電などを設置して、九州電力からは買わずに100%自家消費で対応することを示しているもので、再エネの割合をより高めるという考えであります。

○武田委員長 素人がこれだけを見ると、100%再エネでという——今、課長の答弁であったように、これからは1戸の家庭をそのようにしていくと。これを全部していけば、本当の100%になるんですけども、そういう意味合いではなくて、自家消費の分を100%再エネに変える住宅を推進していくという意味でよろしいんですか。

○田代環境森林課長 今、例えを申しましたが、委員長がおっしゃったとおり、これは県内において100%という意味であります。

ちなみに、国の電力統計調査によりますと、本県の再エネによる電力の需給率は、約65%となっております。全国的には割と高いほうで、第3位ぐらいだったかと思っております。

ですので、現在60%のところをさらに再エネの導入を図りまして100%まで持っていきたいという目標を掲げております。

○武田委員長 県内の電力消費量に対する再エネの割合を100%にする目標にしたと。すばらしいことだと思います。

それともう一つ、県内の脱炭素先行地域が4

地域となっています。これはどこを示しているのでしょうか。

○**田代環境森林課長** こちらにつきましては、今年の11月に延岡市がこの脱炭素先行地域づくりに選定されております。ほかに例えば、串間市や新富町、川南町においても脱炭素先行地域づくりに選定されることを目指す動きがあると把握しておりますので、県としましてもそれが実現できるようにしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

○**武田委員長** 分かりました。ありがとうございました。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田委員長** 最後にその他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田委員長** それでは、以上で環境森林部の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後0時56分再開

○**武田委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○**久保農政水産部長** 農政水産部でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、恒例の御報告を申し上げます。

11月27日に開催されました全国和牛能力共進会の4大会連続内閣総理大臣賞受賞記念祝賀会には、本当にお忙しい中、委員の皆様にご出席いただきました。誠にありがとうございます。

出品者や関係者にとりましても、盛大に栄誉

をたたえる場になりました。また、5年後の北海道大会——第13回大会に向けた決意の場となったところでございます。

今後は、「おいしさ日本一」の称号をフルに活用しながら宮崎牛のさらなるブランド化あるいは輸出拡大に努めてまいります。

また、第13回全国和牛能力共進会に向けても精いっぱい取り組んでまいりますので、引き続き、委員の皆様のご御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザの発生について御報告いたします。

11月20日に新富町の養鶏場において発生が確認されましたが、自衛隊をはじめ、建設業協会やJAグループ等の皆さんの御協力によりまして迅速に防疫措置は完了したところです。

詳細につきましては、後ほど担当課長が御報告いたしますが、今後とも引き続き徹底した防疫措置に取り組み、蔓延防止に取り組んでまいります。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案につきまして座って御説明させていただきます。

委員会資料2ページの目次を御覧ください。

本日は、Ⅰの予算議案を御説明させていただいた後に、Ⅱの報告事項として損害賠償額を定めたことについて、Ⅲのその他報告事項として、高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について御報告させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

Ⅰの予算議案についてでございます。今回の補正予算については、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」及び議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」の2件となります。

補正額は(1)の令和4年度歳出予算課別集計表の下から4行目の合計の欄にありますとおり、議案第1号は、国庫補助決定等に伴う補正としてBの欄にございます6,041万6,000円と、電気代等の高騰に伴う補正としてCの欄にあります8,698万1,000円を、また、議案第23号は、国の総合経済対策に係る第2次補正予算のうち、公共事業に対応する補正としてDの欄にございます33億5,683万円と、県人事委員会の勧告等を踏まえた給与改定に伴う補正としてEの欄にございます3,541万5,000円、合計として、Fの欄にありますとおり35億3,964万2,000円の増額をお願いするものであります。

この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、表の一番下の補正後の額Gの欄に記載のとおり、511億8,156万5,000円となります。

補正の詳細につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

次に、5ページを御覧ください。

(3)の議案第1号の繰越明許費(追加)についてであります。基幹水利施設管理事業外3事業で合計2億5,852万5,000円の追加をお願いするものであります。

次に、(4)の議案第1号の繰越明許費(変更)であります。公共土地改良事業外2事業で合計20億2,000万円への変更をお願いするものであります。

これらは、関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどの理由によるものでございます。

次に、(5)の議案第23号の繰越明許費(追加)についてであります。盛土防災総合推進事業外1事業で合計1億2,597万6,000円の追加をお願いするものであります。

次に、(6)の議案第23号の繰越明許費(変更)

についてであります。公共農村総合整備対策事業外3事業で合計44億591万2,000円の変更をお願いするものであります。

これらは、国の補正予算の関係等により、工事が不足することによるものであります。

次ページ以降の詳細につきましては関係課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○武田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小林農政企画課長 当課からは、今回の補正予算のうち、関係課共通で補正をお願いしております項目をまとめて御説明いたします。

まずは、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」についてでございます。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

上の段でございます。こちらは、電気代等の管理費を関係課別に取り出して記載したものでございます。

太線囲いになっております補正額は、農政水産部の庁舎管理費が必要な出先機関において電気調達の入札不調により下半期の電気量が大幅に増加することのほか、燃料費、飼料代等でも調達単価が上昇していることから、年間所要額が不足する部分について増額をお願いするものでございます。

太枠の一番下に記載してございますとおり、農政水産部の電気代等の補正額は8,698万1,000円となっております。

○鳥浦農村整備課長 歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで6,041万6,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり、140億4,225万円となります。

内容について御説明いたします。

59ページをお開きください。

(事項) 公共土地改良事業費の説明欄1、農業基盤整備促進事業につきまして6,041万6,000円をお願いしております。

本事業は、都城市高崎町の山仁田地区において、造成後80年以上が経過した農業用水路トンネルの中央部付近が老朽化により崩落したため復旧するものであります。崩落したことにより、水路が閉塞したことで安定的な農業用水供給が困難となり、営農に支障を来しており、来年5月末までの水稲作付に影響がないよう、早急な復旧を実施するものであります。

○小林農政企画課長 続きまして、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」について御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

下の段でございます。こちらは、人件費を各課別に取り出して記載したものでございます。太線囲いになっております補正額は人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定等に伴う人件費の補正額でございまして、県議会及び県民の皆様へ給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上してございます。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.24%の引上げ、特別給であります勤勉手当が0.05か月分の引上げとなります。

太枠の一番下に記載してございますとおり、農政水産部の人件費の補正額は3,541万5,000円となっております。

○戸高農村計画課長 分厚いほうの冊子の歳出予算説明資料(議案第23号)の195ページをお開

きください。

当課の補正予算は一般会計のみで1,017万9,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄にありますとおり、27億9,397万5,000円となります。

それでは、内容について説明いたします。

197ページをお開きください。

一番下の(事項)盛土防災総合推進事業費の説明欄1、新規事業、盛土防災総合推進事業でございます。

詳細は常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

1の事業の目的と背景につきましては、先ほど環境森林部において御説明した内容と重複しますので割愛させていただきます。

事業内容について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

2の事業内容に記載のとおり、4つございます。

1つ目が規制区域指定のための基礎調査、2つ目が既存盛土を把握するための基礎調査、3つ目が盛土110番の設置、4つ目が危険な盛土等に対する応急対策であります。

詳細につきましては、先ほど環境森林部が説明したとおりでございます。

6ページに戻っていただきまして、2の事業の概要を御覧ください。

この事業は、環境森林部、農政水産部、県土整備部、宮崎市が一体となっていくものであり、総事業費は8,300万円をお願いしているところでございます。

このうち、農政水産部の予算額は697万6,000円であり、事業期間は令和6年度までの3年間を予定しております。

○鳥浦農村整備課長 分厚い冊子の歳出予算説明資料にお戻りいただき、199ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで25億6,984万3,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり、166億1,209万3,000円となります。

内容について御説明いたします。

201ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共農村総合整備対策費において、農業生産基盤及び農業生活環境などを整備するため、1億575万円を計上しております。

次に、一番下の(事項)公共土地改良事業費において、畑地かんがい施設などを整備するため、19億564万5,000円を計上しております。

202ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共農地防災事業費において、防災重点農業用ため池等の改修などの費用として5億5,345万9,000円を計上しております。

これらは、国の経済対策に伴う補正によるものであり、令和5年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期発注に努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺漁業管理課長 歳出予算説明資料の207ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで7億8,648万2,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄にありますとおり、50億7,897万7,000円となります。

内容について御説明いたします。

209ページをお開きください。

(事項)水産基盤(漁港)整備事業費でございます。

これは、漁港において防波堤や岸壁の改良などを推進するためのもので、6億6,500万円を計上しております。

210ページをお開きください。

(事項)公共海岸保全漁港事業費でございます。これは、漁港区域内の海岸において、護岸などの海岸保全施設の整備を推進するためのもので、1億2,000万円を計上しております。

いずれも国の経済対策に伴う補正によるものでございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○濱砂委員 11月補正歳出予算説明資料の59ページ、農業用排水路の修繕費を計上されていて、80年経過したという説明だったのですが、農業用排水路はそのぐらいのものが多いのですか。

○鳥浦農村整備課長 御指摘の当該用水路については、記録によりますと大正時代に造成された用水路でございまして、その後、幾つかの改修をして現在の形に至っております。

現在確認されているトンネルにつきましては、昭和13年ぐらいにコンクリートでトンネルが造成されたという記録が残っております。これについて、随時、地元からの要望等によりまして改修されているところでございます。

○濱砂委員 先人たちの残した非常に立派なものが引き継がれて利用されているというのには興味があるんですけども、農業用排水路は、年代的にはいつ頃のものが多いのですか。

○鳥浦農村整備課長 私の知識ではなかなか正確なお答えはできないかと思っておりますけれども、例えば、ため池等であれば、江戸時代とか——水田、水稻作が非常に盛んになった時代から河川からの取水であるとかはなされておまして、

山々、谷等を通りまして今の水田地帯に水が供給されている形状でございます。

○山下委員 この水路は、私の地元の高崎町でしたから、崩落した次の日に電話が来て、すぐに駆けつけたんですよ。長さが470メートルぐらいあるトンネルで、ちょうど真ん中辺りが崩落したということで、時期がちょうどお盆前だったと思うんですよ。現場を見たときに、もう出穂が始まっていて一番水が欲しいときだったので、何とかしないといけないということで、畑かんの事務局をすぐ呼んで、畑かんの水を使うことができました。県当局が非常にいい対応をしてくれて、本来は田んぼに入れる水ではないんですが、緊急的に畑かんの水を使わせて急場はしのげたんです。

それで、長さが400メートルぐらいある、人間の高さぐらいの水路で、手掘りで掘ったみたいですね。あそこの今後を考えたときに、来年もまた田を植えないといけないわけですが、どういう工事ができるんですか。危険で人間が入る状況でもないと思うんです。あと、どういう過程でこの予算ができたのかを教えてください。

○鳥浦農村整備課長 現在の計画につきましては、まず、水路トンネルを改修していかないといけないというのが第一なんですけど、先ほど、御説明したとおり、次の作付に間に合わせるために本体工事と併せて架設での用水確保を計画しております。

○山下委員 私は現場の上のほうも見て回ったんですけども、かなりの流量ですからあの水路からほかに水を引くのは不可能でしょう。現在のトンネルの崩壊したところに、無人の機械を入れてパイプを入れる工事になるのですか。

○鳥浦農村整備課長 本体工事につきましては、出入り口のほうから断面を補強しながら整備、

改修を進めていく予定としております。

また、架設水路につきましては、現在、危険な状態もありますので、今のところ山手側の谷等に架設の水路を整備する予定でございます。

○山下委員 現状の水路を補強しながら、また元に戻していこうということですが、何年ぐらいかかりますか。

○鳥浦農村整備課長 期間については、予算やその工法、また、崩落の状態とか、これから詳細に調査をしないとお答えできません。

○山下委員 はい。分かりました。

今、農村整備課から説明があった中で、農業集落排水事業で4,200万円という予算を計上されていますけれども、今、農業集落排水をやっている地域はどこですか。

○鳥浦農村整備課長 この農業集落排水につきましては、これまで市町村が平成22年ぐらいまでに処理場については全て整備しております。

現在の予算については——造成された処理場の更新計画と、最適化の計画を、今、進めておりまして、今後これに基づいて改修や補修等を行う予定としております。

○山下委員 これは新規ではなく、今までやったところですよ。集落排水地域は管内に何か所ぐらいあるのですか。

○鳥浦農村整備課長 これまでに県内で処理場を62施設造成しております。

○山下委員 宮崎県で農業集落排水事業を62か所やっているという理解で——そんなにあるんですか。

○鳥浦農村整備課長 はい。そのとおりでございます。

○山下委員 であれば、62地区について、後の補強とか、いろんな整備をしていくという総体的な予算ということですね。これは一過性では

ないですよ。

○鳥浦農村整備課長 現在の整備計画の進め方につきましては、基本的には市町村が管理運営をしておりますので、市町村単位で造成された処理場について幾つかまとめながら整備計画構想を立てる予定にしております。

○山下委員 例えば、都城市は何地区ありますか。三股町も入っていれば。

○鳥浦農村整備課長 都城市が12処理施設、それから、三股町が2処理施設です。

○山下委員 はい。分かりました。

○蓬原委員 関連して、2か所のうちの1か所は私のところで、もう30年以上になるかなと思うんですけども、耐用年数はどんなものですか。

○鳥浦農村整備課長 施設につきましては、コンクリートや電子機器、管理機器など、それぞれ耐用年数が異なっておりますので、それぞれの耐用年数を評価しながら適切な時期に更新・交換等を行いながら継続的に運営していくこととしております。

○蓬原委員 もう大体維持・補修にかかる時期に来ているということですね。

○鳥浦農村整備課長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 議案第23号の人件費なのですが、これで平均年齢は上がるものなのですか。

○小林農政企画課長 少々時間をいただければと思います。

○濱砂委員 平均年齢でどのくらい上がるのか。

○小林農政企画課長 大変恐縮でございますけれども、ただいま手元に資料がございませんので、追って御報告いたします。

○武田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、報告事項に関する説明を

求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○小林農政企画課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、2件の専決処分を行いましたので御報告いたします。

事案は、公用車による交通事故2件でございます。

1つ目は、令和3年10月4日、児湯郡西米良村大字小川310番地39の西方約1キロメートル先路上において公用車が前方から来た大型車両に道を譲るために退避し、再発進しようとしたところ、前方に駐車中の相手方車両と接触したものでございます。

原因は、事案発生場所が下り坂で未舗装道路であったため、再発進時にタイヤがスリップし、車体が前方へ滑ったことによるものでございます。

損害賠償額は、28万6,720円でございます。

2つ目は、令和4年3月14日、宮崎市大字大瀬町2435番地1先路上において、赤信号で停車後、青信号になったため発進したところ、相手方の車が左横から進入してきた車両を通すため停止したため、県の公用車も停車しようとしたが、間に合わず、相手方車両の後方部に衝突したものでございます。

原因は、県の公用車が十分に車間距離を取っていなかったことによるものでございます。

損害賠償額は、物品損害が35万1,694円、人身損害が2名で198万307円でございます。

損害賠償については、2件とも県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会があるごとに職員の安全運転に対する意識啓発に努めており

ますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えてございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○丸本家畜防疫対策課長 常任委員会資料の9ページをお開きください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてであります。

先月20日に確認されました新富町での事例について、その概要を御説明いたします。

発生農場は、約16万羽を所有する採卵系農場であり、2、これまでの経緯にありますとおり、11月19日の朝、農場から死亡鶏が増加した旨の通報を受け、家畜保健衛生所が立ち入り、午前11時30分に簡易検査で陽性を確認しました。

日付が変わった20日の未明に家畜保健衛生所で実施したPCR検査においてH5亜型のウイルス遺伝子が確認され、午前4時に国が疑似患者と確定しました。

確定と同時に発生農場の防疫措置並びに消毒ポイントの稼働を開始するとともに、その後、自衛隊に災害派遣要請を行いました。

21日の20時25分に殺処分完了。翌22日の18時までに汚染物品の埋却や農場内の清掃消毒を終え、防疫措置を完了しております。

10ページをお開きください。

制限区域内の農場は移動制限・搬出制限合わせて78農場、消毒ポイントは4か所設置し、現

在も稼働中です。

4の発生状況確認検査にありますとおり、制限区域内の1農場で検査を実施し、周辺農場への広がりが無いことを確認しております。

動員者数は、5にありますとおり、農場防疫作業に3日間で延べ1,161名、消毒ポイントでは25日までに延べ224名の方が作業に従事しております。

これらの作業には、県建設業協会、JAグループ、自衛隊をはじめ、地元市町村やバス会社など、多くの団体や企業等の御協力をいただいております。改めて感謝申し上げます。

ここで、防疫措置の流れを簡単に御説明いたします。

11ページを御覧ください。

一番左の列が発生確定からの日数を、その隣に発生農場及び制限区域での防疫措置の流れを縦に示しております。異常家禽の届出から防疫措置完了までの発生農場での流れは先ほど御説明したとおりであります。

右の列にあります制限区域での防疫措置につきましては、疑似患者の確定と同時に発生農場を中心とした半径3キロメートル以内を移動制限区域、10キロメートル以内を搬出制限区域として鶏や卵などを対象にその移動を制限します。

ただし、制限区域内の鶏や卵などは、四角囲みにあります制限の対象外の協議にありますとおり、国との協議により一定の条件下でその移動を認めることとされています。

制限の解除に向けましては、制限区域内の農場を対象に実施する清浄性確認検査で陰性が確認されれば、10キロメートルの搬出制限が解除され、さらに防疫措置完了から21日が経過すれば移動制限区域も解除され、全ての防疫作業が完了します。

左のページの7、今後の防疫措置の予定を御覧ください。

今回の場合、12月3日に清浄性確認検査を実施し、その結果が判明する12月7日に陰性が確認されれば搬出制限が解除となり、その後、新たな発生がなければ、12月14日に移動制限が解除されます。

12ページをお開きください。

県内の防疫対策について御説明します。

1の発生予防対策としましては、関係者が一体となった取組による防疫レベルの向上を目的に①のとおり、農場管理者が自ら行うべき対策として、農場ごとの飼養管理の手順を記載したマニュアルの遵守や、家畜保健衛生所の立入り前に自己点検を実施することに加えて、シーズン中は、毎月、自己点検を求め、防疫対策の徹底を指導しております。

また、③にありますとおり、養鶏関係会社との連携体制を強化し、水辺周辺等の発生リスクの高い農場に対して指導を強化しております。

(3)にありますように、10月27日から農場消毒とネズミや害虫駆除の徹底について指示命令を発出するとともに、11月17日からは県内全ての家禽農場に対する消石灰配布を開始し、さらなる防疫意識の向上を図っております。

2、万一の発生に備えた対策としまして、(1)にありますとおり、関係団体と意見交換を行い、防疫作業に御協力いただけるよう体制の整備に努めております。

また、県対策本部・現地本部の防疫作業マニュアルは、随時更新を行っており、関係者間の情報共有につきましては、宮崎県防災情報共有システムの活用による効率化に努めております。

最後に、13ページには、参考として国内での発生状況等を示しております。

過去に例のないペースでの発生が続いており、本県におきましても農場での発生に続き、表には書いてありませんが、宮崎大学での調査において11月28日に県内の水鳥のふん便からウイルスが検出されるなど、発生リスクは非常に高い状況が続いております。

引き続き、緊張感を持って、発生予防対策の徹底を図ってまいります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○山下委員 鳥インフルエンザなんですけれども、例年、多かった年はまだ可能性があるんですが、12道府県で19事例ですよ。過去最多はいつ頃でしたか。

○丸本家畜防疫対策課長 最多は一昨年の令和2年度で、全国で52事例、殺処分数は約1,000万羽となっています。

○山下委員 一昨年度が52例でしょう。

何県にまたがっていましたか。

○丸本家畜防疫対策課長 令和2年度につきましては18県になっております。

○山下委員 一昨年度は1,000万羽と言われましたよね。

○丸本家畜防疫対策課長 はい。

○山下委員 今現在で何万羽ですか。

○丸本家畜防疫対策課長 表にもありますけれども、約336万羽ということになっております。

ただ、この後に3農場ほど増えておりますので、殺処分羽数はさらに増えると思います。

○山下委員 羽数はまだそこに追いついていないんですけれども、まだ今からですからね。これだけ広がっているというのは、渡り鳥の影響が一番大きいのと思うんですけれども、その渡り鳥は今年が多いんですか。どういう状況

を把握しているのですか。

○丸本家畜防疫対策課長 県内の渡り鳥、野鳥の生息状況も調査しているんですけども、昨年と比べて特別多いということはない。例年並みという感じになっております。

○山下委員 鹿児島県も今、3件くらい出たのかな。かなりぴりぴりしているだろうと思うんです。H5N1かH5、この型はやはり渡り鳥由来で変わっているのですか。

○丸本家畜防疫対策課長 家禽農場での発生のウイルスの亜型については、今、分かっているところについては全てH5N1でございます。このNが書いていないものは検査が途中で判明していないものとなります。

今、ここの表にあります19番目の鹿児島県まで、現在、確認されていて、全てH5N1だということになっています。

○山下委員 分かりました。

防疫はいいのですけれども、この飼料高騰の中で一番影響を受けていたのは採卵農家だったと思うんです。これだけ日本全国で出てくると卵価はちょっと上がってきていますか。何か確認していないですか。かなり安くて苦労されていたんですけども。

○林田畜産振興課長 本日の全国農業協同組合の調べでは、270円まで上がっております。11月1日が245円だったのですが、それが260、265円とだんだん上がってきて、270円まで上昇してる状況です。

○山下委員 ありがとうございます。

これは1キロ当たりの単価ですよ。

○林田畜産振興課長 おっしゃるとおりです。

○山下委員 私も採卵農家の人から、前回の一般質問だったかな、240円台の時期に聞いたんですけども、やはり配合飼料がかなり上がって

いて、全くの赤字ですと。餌代が倍ぐらい上がってきて、そこは15万羽養鶏でしたけれども、餌代が1日10万円くらい、年間で1億円以上の餌代高騰ということでした。

配合飼料の価格高騰を上回る勢いで卵価が上がってきていますよね。前に出していた赤字を補填できるぐらいの値段になっているのかな。どんなふうに分分析をしていますか。

○林田畜産振興課長 申し訳ございません。最近の分析というわけではないのですけれども、以前、補正を組んだときに、やはり卵価が35円から40円は上がらないと採算がとれないという試算となりました。

その当時から比べますとまだ265円から270円では、25円程度の上昇であるため、依然として採卵鶏農家では厳しい状況にあるということです。

○山下委員 分かりました。

肉用鶏より採卵鶏のほうが大分発生しています。茨城県では採卵鶏のところで104万羽出ていますね。

一昨年に発生したときに、ウイルスは肉用鶏が入りやすい環境なのか、採卵鶏がやはり入りやすい環境なのか、今回のこの発生状況を見て、今年は特に採卵鶏の農家のほうが多いんだとか、その分析はしていないですか。

○丸本家畜防疫対策課長 全国の状況はあまり調べていなくて申し訳ないのですが、県内の状況で考えると、過去に30例以上での割合を見ますと、採卵鶏、肉用鶏、あるいは種鶏とかで比べると、県内にある農場の割合にあまり大きな差がないということなので、発生のリスクがレイヤーで多いとかブロイラーで多いとかということは、あまりないのかなと考えています。

○山下委員 今回発生した新富町の鶏舎は、最

近のウインドレス鶏舎で、あれだけの安全対策をしながら、なぜ発生するのかと。養鶏農家からは「もう防ぎようがない」と言うんですね。ウイルスですから空気感染もするでしょうし、いわゆるその原因ですよね。皆さん方が今回発生した農業に行ってみて、網が破れていたとか、何かそういう不手際があったんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 発生農場に関しては、国の疫学調査チームが新富町の農場にも調査に入っているんですけども、まだその詳細については確認ができていないので、今回の発生農場にどの程度の不備があったのか、あるいは逆に全然なかったのかは確認できておりません。

最近のレイヤーの農場は十万羽を超えると恐らく皆さんウインドレスになっていますので、国の疫学調査の状況を踏まえても、我々もどういう形で入ったかというのはなかなか判然としないところです。

疫学調査の中で鶏舎に穴が開いていたとか、野鳥あるいは野生動物が中に入っていた痕跡があるとか、そういう情報がある農場もあるんですけども、全てがそういうわけではありません。明確にここに穴があったということが分からない農場もありますので、発生してしまう明確な要因は分からないというのが現状です。

○山下委員 最後にしたいと思うんですけども、いわゆる法定伝染病ですから、もしこれが発生すると補償をしてもらえますよね。その場合、農家側に不手際があればその分だけ補償がマイナスされるという話を聞いていたんです。

この証明というのは、やはり疫学調査チームの人たちが——例えば、農家の人に何%過失がありますとか、そういう判断基準にもなるという理解でよろしいですか。

○丸本家畜防疫対策課長 最終的な判断は国で

なされるので、明確なところは分からないのですが、恐らく、適切な消毒がされていないとか、飼養衛生管理基準の遵守状況に一つの判断基準があるのではないかと思います。

よく言われるのは、従業員が鶏舎の中に入るときに手指の消毒をしていなかった、あるいは長靴の履き替えをしないこともあったとかということがあると、結果として減額の対象になっているという事例があります。

○山下委員 はい。分かりました。

○武田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 最後にその他で何かありませんか。

○蓬原委員 野菜を作っている農家から切実な電話がありました。米と里芋と生姜を作っているそうなんですけれども、米については、この前、山下委員からも値下げをしているという質問もあったところですが、生姜も半額になっている、里芋もかなり安くなっているということで「もうとてもじゃないけれども、このままだと農業をやっていきません」という話でした。

例えば、生姜で言えば、ある人が何軒かの農家にまとめて作ってもらって、それを買い上げて売るんだそうですけれども、やはり高く買い上げようと思ってもその先が安いものだから、どうしようもないんだという話でした。現在のそういう野菜等の市況がどういうふうになっているのかを押さえていらっしゃるでしょうか。

○海野農産園芸課長 野菜等の市況につきましては、集荷団体を通じまして、毎週の週報を情報共有いただいて把握しております。

それによりますと、委員御指摘のように多くの品目でこのところ計画した単価を下回るような水準で推移しています。

昨年、施設もの中心であったんですが、かなり単価が低うございました。それに比べますとやや回復している品目もあるようですが、まだ、これくらいの単価は望みたいといった計画単価には至っていない品目がございます。

中には、嗜好的な品目でありますメロンやイチゴ、それから、花の菊であるとか、単価が比較的堅調なものもございますけれども、露地野菜、それから施設野菜の本県の主力でありますピーマンやキュウリなどについては、まだ単価が軟調だというのが現状のようでございます。

○蓬原委員 キュウリについてもそういう状況なので、植付けをしようにもお金がかかって高く売れないわけですから、もう植付けをしないところも出てきているやに聞いています。

私も詳しく調べますけれども、そのうち、直にその窮状を訴えたいという声もありましたから、お連れしますので、できたらその人たちの生の声を聴いていただくとありがたいなと思っています。この方たちはJAを通さない人たちです。だから、そこに何かの救済策があるのか。やはりここを乗り越えないと、物が高騰したとかいろいろな条件がありますから。恐らく高齢化も進んでいるし、農業をどんどんやめてしまうということもあるようです。ましてや、今、生活ができなくなるわけだから、その辺が大変困っています。議会が7日までなので、その後、私のほうからお願いしますので、ぜひ生の声を聴いていただくとありがたいと思っています。よろしいでしょうか。

○海野農産園芸課長 地元生産者の皆様の声はきちんとお伺いして反映してまいりたいと思います。

ちなみに、野菜類に関しましては、野菜価格安定制度という保険的な制度がございます。収

入保険が農業経営全般にわたるセーフティネットではありますが、野菜は特別にそういった制度もございません。

御説明したような近年の野菜価格の低迷によりまして、昨年度の場合は、この野菜価格安定制度の発動額が10億円を超えました。これは、国、農業団体、生産者、そして、県などが拠出して運営しているものでありますが、それだけの額が本県の野菜生産者のところに支給されたということは、一部、支援策としてはあろうかと考えております。

またきちんと地元の声をお伺いしながら進めてまいりたいと思っております。

○蓬原委員 よろしく申し上げます。

○小林農政企画課長 先ほど濱砂委員から御質問がありました職員の平均年齢の件でございますけれども、県全体の平均年齢でございますが、41.7歳となっております。

○濱砂委員 その人は補正額でどのぐらいアップしたのかということです。

○小林農政企画課長 県の人事委員会によりますと、41.7歳の平均年齢の職員につきましては、今回の改定におきまして約3万円の給与の増加が予定されているところでございます。

○濱砂委員 ちょっと詳しく教えてください。

○久保農政水産部長 今の3万円とは年額でございます。給与とボーナスを全部合わせて平均で3万円上がったという形です。

○濱砂委員 年額ですね。

○武田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で、農政水産部の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時55分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

採決については、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日12月2日に行います。

開始時刻は午後1時といたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 なければ、本日の委員会を終了したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、散会いたします。

午後1時55分閉会

令和4年12月2日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

委員	長	武田	浩一
副委員	長	坂本	康郎
委員		蓬原	正三
委員		濱砂	守
委員		山下	博三
委員		右松	隆央
委員		満行	潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村	正
政策調査課主査	西尾	明

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第23号につきましては、

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第23号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月19日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月19日の閉会中の委員会につきましては、御意見を踏まえて、高病原性鳥インフルエンザの防疫の状況と農畜水産物の価格の動向等について報告を受けるとの内容で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御意見がございませんので、これで閉会いたします。

午後1時1分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 武 田 浩 一